昭和54年4月20日　534号

千代田区のおしらせ

東京都千代田区役所（九段南一丁目6番11号）電話（264）0151（大代表）郵便番号102

和泉公園
3月30日オープン

災害時の一時的な避難場所としての機能をもそなえた「和泉公園」が、3月30日オープンしました。

「和泉公園」は、こどもの池、芝生広場、遊具広場、自由広場の4つのブロックに分けられているほか、地下の一部には災害時の消火用の貯水槽も設けられています。

写真上…手前がこどもの池、奥が災害時の一時避難場所ともなる自由広場

写真下…3月30日の開園式で、紅白のテープにはさみを入れる遠山区長（右）と持田議長（左）

東京都知事選挙終わる　投票率は59.35％

●東京都知事選挙投票所別有権者数・投票者数・投票率

投票区名	投票所名	有権者数（人）	投票者数（人）	投票率（％）
1	番町出張所丸の内分室	274	108	39.42
2	永田町小学校	2,063	1,163	56.37
3	麹町小学校	4,671	2,705	57.91
4	九段小学校	5,154	3,174	61.58
5	富士見小学校	4,376	2,459	56.19
6	千代田区役所	1,364	803	58.87
7	西神田小学校	3,947	2,586	65.52
8	錦華小学校	4,029	2,397	59.49
9	小川小学校	2,291	1,392	60.76
10	淡路小学校	1,921	1,184	61.63
11	神田小学校	3,197	1,932	60.43
12	今川中学校	1,461	823	56.33
13	千桜小学校	1,071	635	59.29
14	今川小学校	2,921	1,591	54.47
15	佐久間小学校	2,119	1,291	60.92
16	芳林小学校	4,004	2,398	59.89
17	番町小学校	1,873	1,097	58.57
男		22,706	13,359	58.83
女		24,030	14,379	59.84
合計		46,736	27,738	59.35

4月8日(日)東京都知事選挙が行われ、9日の開票の結果、鈴木俊一氏（無所属）が当選しました。

千代田区の投票率は59.35％で、東京都の平均55.16％を4.19％上回り、23区で第3位の投票率でした。

投票所別の有権者数、投票者数、投票率および、候補者別得票数は別表のとおりです

●東京都知事選挙候補者別得票数(届出順)　※は当選者

候補者名	党派名	得票数	
		千代田区	東京都
吉田浩	無所属	24	6,039
かねまつこうさく	無所属	4	1,601
太田薫	無所属	6,248	1,541,594
安井けん	アイデア黄中党	42	6,473
秋山祐徳太子	無所属	40	4,144
※鈴木俊一	無所属	13,926	1,900,210
東郷健	無所属	20	2,913
麻生良方	無所属	7,111	911,825
赤尾敏	大日本愛国党	77	11,045
南俊夫	世界連邦推進委員会	11	1,798
野々上武敏	無所属	3	750
垂井正太郎	国粋青年隊	2	742
深作清次郎	無所属	4	1,320

●車種別税額

区分			税額
原動機付自転車	総排気量50cc以下 定格出力0.6KW以下		700円
	総排気量50ccを越え90cc以下 定格出力0.6KWを越え0.8KW以下		1,100円
	総排気量90ccを越えるもの 定格出力0.8KWを越えるもの		1,450円
軽自動車	二輪車（側車付を含む）		2,200円
	三輪車		2,850円
	四輪車以上 乗用 営業用		5,200円
	四輪車以上 乗用 自家用		6,500円
	四輪車以上 貨物 営業用		2,900円
	四輪車以上 貨物 自家用		3,650円
	専ら雪上を走行するもの		2,200円
小型特殊自動車	農耕作業用		1,450円
	その他	二輪車	4,300円
		三輪車	
		四輪車	
二輪の小型自動車			3,650円

◆区民税の所得控除などが改正されました◆

地方税法と区税条例の一部が改正され、区民税の所得控除などが四月一日から変りました。

区民税の所得控除額の引上げ

（いずれも一万円の引上げ）

- 基礎控除額　二十一万円
- 配偶者控除額　二十一万円
- 扶養控除額　二十万円
- 障害者、老年者、寡婦、勤労学生などの控除額　十九万円
- 特別障害者控除額　二十一万円
- 老人扶養および、配偶者のいない世帯の一人目の扶養控除額　二十一万円

均等割の非課税限度額の引上げ

住民税は、均等割と所得割と合せて課税されますが、被扶養者を含む一人当りの所得が一定額（非課税限度額）以下の場合、均等割が非課税になります。

今回の改正により、この非課税限度額が十九万円から二十万円に引上げられました。

つまり、前年の所得が、本人と扶養家族の合計人数に二十万円をかけた金額より低いときは、均等割は課税されません。

ガス税の免税点引上げ（六月分から）

ガス税の免税点が千円引上げられ、月額七千円以下の使用料には、ガス税はかからなくなりました。

軽自動車税の引上げ

軽自動車税が、約十％引上げられました。なお、電気自動車の税額を軽減する特例は、昭和五十五年度まで延長され、電気自動車の税額は昨年と同額です。

問合せ　区民税の所得控除と均等割非課税については、税務課課税第一係、ガス税の免税点と軽自動車税については、税務課課税第二係まで。

児童手当

該当者は請求を

児童手当は、こどもたちが心身ともにすこやかに成長することを願い、支給されているものです。

児童手当には、三人以上のこどもを扶養しているとき支給される児童手当、心身に障害のあるこどもがいるときに支給される障害手当・特別児童扶養手当、父や母がいないときに支給される育成手当、児童扶養手当の五種類があります。

申請が必要です

各手当の対象、手当額は左の表のとおりですが、これらの手当は、保護者からの申請がないと支給されません。また、それぞれの手当には所得制限があり、申請に必要な書類も違います。

問合せ　厚生部管理課児童係

	手当の種類	対象	手当額(月額)
3人以上こどもがいるとき	児童手当(特別手当)	18歳未満のこどもを3人以上扶養していて、3人目以降のこどもが義務教育終了前のとき	1人につき 5,000円 住民税所得割非課税世帯のみ 6,000円
障害のあるこどもに	障害手当	20歳未満の心身障害者で ・愛の手帳1～3度 ・身体障害者手帳1～2級 ・脳性まひ、進行性筋萎縮症のとき	1人につき 7,000円
	特別児童扶養手当	20歳未満の心身障害者で ・愛の手帳1～3度 ・身体障害者手帳1～3級 (一部4級も含む)	1人につき 重度 24,800円 中度 16,500円
父や母のいないこどもに	育成手当	義務教育終了前の児童で ・父か母が離婚、死亡、生死不明などでいないとき ・父か母が重度の障害者のとき	1人につき 5,000円
	児童扶養手当	18歳未満(心身に中度以上の障害があるときは20歳未満)で父が離婚、死亡などでいないとき、または父が重度の障害者	1人のとき21,500円 2人のとき23,500円 3人以降は1人につき 400円加算

"緑に親しもう"
植木用の土を無料で配布
植木の即売会も

区民のみなさんに、緑に親しんでもらおうと植木用土の無料配布と、植木の即売会を行います。

●植木用土の無料配布

時間　各会場とも午前10時から午後1時まで(一人一袋)

種類　黒土(一人バケツ一杯程度)と赤玉土(一人四リットル)

対象　区内在住のひと

希望するひとは、バケツなどを持参のうえ、直接会場においでください。

●植木の即売会

時間　各会場とも午前10時から午後3時まで

種類　サツキ、くちなし、フェニックス、サンショ、ジャスミンなど

価格　市価の二割から三割安

植木用土の無料配布、植木の即売会についての問合せは、環境課環境係まで

●植木用土の無料配布日程

対象地域	月日	予備日(雨天の場合は順次順延)		会場	所在地
番町出張所管内	5月8日(火)	5月15日(火)	5月22日(火)	平河天満宮	平河町1－7
	5月10日(木)	5月17日(木)	5月24日(木)	東郷公園	三番町16
富士見出張所管内	5月9日(水)	5月16日(水)	5月23日(水)	靖国神社境内	
	5月10日(木)	5月17日(木)	5月24日(木)	八木商店となり	大神宮通り
神保町出張所管内	5月8日(火)	5月15日(火)	5月22日(火)	西神田公園	西神田2－3－11
	5月9日(水)	5月16日(水)	5月23日(水)	千代田区立猿楽町住宅前	猿楽町1－6－9先
神田公園出張所管内	5月8日(火)	5月15日(火)	5月22日(火)	神田保健所	神田錦町3－10
	5月9日(水)	5月16日(水)	5月23日(水)	神田児童公園	神田司町2－2
万世橋出張所管内	5月8日(火)	5月15日(火)	5月22日(火)	芳林公園	外神田3－5－18
	5月10日(木)	5月17日(木)	5月24日(木)	昌平橋南たもと	神田淡路町2－9先
和泉橋出張所管内	5月9日(水)	5月16日(水)	5月23日(水)	タカシマガレージ	岩本町2-8昭和通りと水天宮通りの間で金物通り
	5月10日(木)	5月17日(木)	5月24日(木)	和泉公園	神田和泉町1

●時間は各会場とも午前10時から午後1時まで

●植木即売会の日程

対象地域	月日	会場	所在地
番町出張所管内	5月24日(木)	東郷公園	三番町16
富士見出張所管内	5月23日(水)	靖国神社境内	
神保町出張所管内	5月22日(火)	西神田公園	西神田2－3－11
神田公園出張所管内	5月23日(水)	神田児童公園	神田司町2－2
万世橋出張所管内	5月22日(火)	芳林公園	外神田3－5－18
和泉橋出張所管内	5月24日(木)	和泉公園	神田和泉町1

●時間は各会場とも午前10時から午後3時まで
●雨天の場合は中止します

経営上の資金ぐりにご利用を

商工融資

金利を引下げ、返済期間も延長

区では、区内の中小企業者が企業運営に必要な資金のやりくりに困ったとき、簡単な手続きで低利・長期返済のできる、商工融資を行っています。

この融資には、利用する方の負担を少しでも軽くするため、区が利子補給を行っております。

この商工融資のうち、今年度から営業資金の貸付限度額を300万円から400万円に引上げるほか、金利の本人負担分がいずれも一律0.15%（勤労者生活資金は0.23%）引下がりました。

さらに、営業資金、設備資金、公害防止資金については、返済期間を1か月から4か月延長しました。

どうぞご利用ください。

営業資金　四百万円

買掛金決済、支払手形決済、商品材料の仕入れなど、経営上資金が必要なときにご利用ください。

融資を受けられるひと

①区内に住所（営業の本拠）があり、同一場所で同一事業を引続き一年以上経営していること

②東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること

③最近一年間の事業税または住民税を完納していること

④営業資金・設備資金の融資をすでに受けたひとは、その融資を全額返済していること

⑤区内に住む連帯保証人がいること（法人の場合は代表者個人）

設備資金　五百万円

店舗の改装、機械類の新設、自家用駐車場を設けたりするため資金が必要なときにご利用ください。

融資を受けられるひと　営業資金と同じ

公害防止資金　五百万円

公害防止のための設備などで資金が必要なときにご利用ください。

融資を受けられるひと

①区内に住所（営業の本拠）があること

②東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること

③最近一年間の事業税または住民税を完納していること

④区内に住む連帯保証人がいること（法人の場合は代表者個人）

従業員独立開業資金　五百万円

サラリーマンとして働いているひとが、念発起、独立して事業を始めようとするときご利用ください。

融資を受けられるひと

①区内の同一企業に引続き八年以上勤務し、二十三区内で指定金融機関の定める地区に同一業種で開業するか、開業してから二か月以内のひと

②最近一年間の住民税を完納していること

③勤務していた企業の事業主の連帯保証か、指定金融機関の認める連帯保証人がいること

小規模企業特別資金　二百万円

数人で事業をやっている方が必要とする「営業資金」や「設備資金」をお貸しします

融資を受けられるひと

①区内に住所（営業の本拠）があり、同一場所で同一事業を引続き一年以上経営していること

②常時使用している従業員が十人以下であること

③東京信用保証協会の保証対象業種を営んでいること

④最近一年間の事業税または住民税を完納していること

⑤小規模企業特別資金の融資をすでに受けたひとは、その融資を全額返済していること

⑥区内に住む連帯保証人がいること（法人の場合は代表者個人）

勤労者生活資金　三十万円

病気にかかったときや結婚をするため、あるいは生活に必要な品物を購入するために、お金が必要になったときご利用ください。

融資を受けられるひと

①区内に住んでいること

②勤務している会社に引続き一年以上働いていること

③前年度の住民税を完納していること

④満二十歳以上のひと

⑤連帯保証人がいること

その手続き　申込みから融資まで

①融資の申込受付は、商工課で常時行っています。窓口においてください。

⇩

②その書類を商工課で審査をして指定金融機関へのあっせん書をお渡しします

⇩

③そのあっせん書で、指定金融機関に申込んでください

⇩

④資金をお貸しします

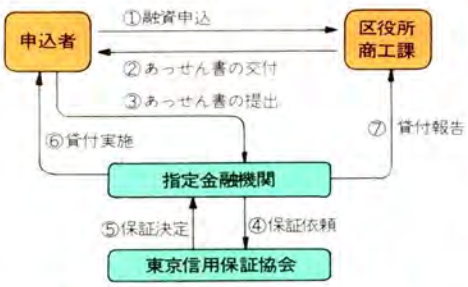

なお、④・⑤は金融機関が必要と認めたとき行います。

融資の種類

資金の種類	貸付限度額	利子（本人負担分）	据置期間	返済期間（据置後）
営業資金	400万円	年6.1％	4か月	42か月
設備資金	500万円	年6.1％	6か月	48か月
公害防止資金	500万円	年2.35％	6か月	48か月
従業員独立開業資金	500万円	年6.1％	6か月	54か月
小規模企業特別資金	200万円	年5.35％	4か月	42か月
勤労者生活資金	30万円	年5.29％	1か月	33か月

お目見えした

和泉公園

夏がまちどおしいこどもたち―こどもの池―

シャレた感じの藤だな

あずまや風のベンチでひと休み

開園式に集まったこどもたちに、
お菓子や風船のプレゼント

タイヤのブランコもあります　（いまは、芝保護中）

区長にひとこと　電話でどうぞ

「ハイ！区長です」

☎264-0151

毎月1日と15日 午前10時～正午

区政に対する意見・要望・提案などがありましたら、お気軽にダイヤルしてください。

やってるかい　一度止まって　右左

四ツ角は　ペダルを止めて　みぎひだり

春の交通安全運動

5月11日(金)から20日(日)

4月下旬から

災害時にそなえ
ブロック塀の安全性を検査

昨年の六月に起きた宮城県沖地震で、ブロック塀の倒壊により多くの犠牲者を出したことは、私たちの記憶に新しいところです。

そして、倒れたブロック塀のほとんどは、鉄筋が入っていなかったり、塀を支える控壁がなかったり、法律で定められた施行基準に従っていない欠陥・手抜き工事によるものということでした。

いつ起きるか分からない大地震に備え、このような痛ましい事故を繰り返さないように、区では、防災対策の一環として、区内のブロック塀の構造を調べる検査を四月下旬から行うことになりました。

区内には、道路に面したブロック塀が約八百七十か所あり、延長約十一㎞になります。

検査は、これらのブロック塀全部を対象として、鉄筋が適切に使用され、法律で定められた基準にかなっているかどうかを調べるもので、特に、こどもたちの通行の多い、通学路に面したところから検査をすることにしています。

検査には、鉄筋探査機、コンクリート強度試験機などを使用します。

お願い　この検査にあたり、係員が敷地内に立入ることが必要となる場合もありますので、みなさんのご協力をお願いします。

サラリーマンの奥さんも国民年金に加入しましょう

最近、サラリーマンの奥さんたちの老後の問題や年金についての関心が一段と高まっています。

ところで、あなた自身の年金については、考えたことがありますか。

ご主人の年金があるから「老後は大丈夫だ」と思っていませんか。

サラリーマンの奥さんも希望すれば、国民年金に加入できます。

老後は、ご自身の年金で豊かな毎日を送るため、あなたも国民年金にお入りください。

サラリーマンの奥さん（厚生年金共済組合などの配偶者）は有利

国民年金は、二十五年以上保険料を納めないと、年金を受けられませんが、サラリーマンの奥さんは、国民年金に加入しなかった期間（厚生年金、共済組合の配偶者期間）も年数として計算されるので、国民年金に一年以上加入するだけで、あわせて二十五年以上になれば、通算老齢年金が受けられます。

ただし、年金額は保険料を納めた月数で計算されます。また、過去に厚生年金などに加入していて退職するとき脱退手当金を受けていなければ、将来、両方の年金から通算老齢年金が受けられます。

5月11日　番町区民会館で

区民相談

相談内容は、法律、交通事故、税務、人権・身の上、行政、区政一般についてです。

相談のお相手は弁護士、税理士で専門家です。

とき　五月十一日㈮　午後一時から四時まで（受付は三時まで）

ところ　番町区民会館

問合せ　☎263－三八三一　広報課区民相談係

青果物消費者サービスデー
5月4日㈮・17日㈭
青いノボリの八百屋さんで

豚肉の産地直送販売
5月11日㈮
黄色のノボリの肉屋さんで

魚の消費者サービスデー
5月9日㈬・23日㈬
濃紺のノボリの魚屋さんで

5月の休日診療当番医（内科・小児科）

診療時間：午前9時～午後10時　昼印は午後5時まで　夜印は午後5時～10時

3日	東京警察病院	☎263-1371	富士見2－10－41
	神保院	☎261-0072	神田神保町2－8
5日	飯田橋診療所	☎230-1800	飯田橋3－9－6
	遠藤医院	☎295-1013	神田錦町1－8
6日	小川医院	☎261-1413	飯田橋1－10
	神田司町クリニック	☎295-2513	神田司町2－21
13日	五味医院	☎261-6580	麹町1－7
昼	聖十字診療所	☎293-0667	内神田1－17－9
夜	同和病院	☎251-2141	神田淡路町2－8
20日	永井医院	☎261-1777	九段南4－6－13
昼	内神田診療所	☎292-7992	内神田1－16－1
夜	神保院	☎261-0072	神田神保町2－8
27日	飯田橋診療所	☎230-1800	飯田橋3－9－6
	額田病院	☎291-0989	神田小川町3－28

・健康保険証は必ずお持ちください。
・休日診療についての問合せは、いつでも区役所か出張所へどうぞ。

総合体育館からのおしらせ

●総合体育館は区主催行事のため、つぎの日の個人利用はできません。

5月5日㈯　親子スポーツデーとして、全日親子に無料開放。通常の一般利用はできません。

主競技場　5月8日㈫、15日㈫の午後6時から9時まで。

弓道場　5月31日㈭の午後6時から9時まで。

●5月の区民無料開放日

5月20日の第3日曜日です。

救急　夜間・休日の急病は

夜間や休日に急病になったときは、つぎのところへ連絡してください。病院などを紹介します。

消防庁テレフォンサービス
☎212-2323
東京都衛生局夜間・休日案内所
夜間　午後5時～翌朝9時　☎216-4828
休日　午前9時～午後5時　☎216-4820

昭和五十四年度「老人のつどい」毎月一回各出張所地区ごとに開催

おとしよりのひとたちを対象に、毎月一回、各出張所地区ごとに「老人のつどい」を開催しています。

内容は各地区、いろいろです。みなさんで楽しいひとときをお過ごしください。

昭和五十四年度の開催予定日はつぎのとおりです。

ご近所の方と、お誘い合せのうえ、ご参加ください。

なお、日程などを変更する場合もありますので、くわしいことは、各地区長寿会、老人福祉センターに問合せてください。

番町出張所地区　第二月曜日
番町区民会館老人娯楽室

富士見出張所地区　第一水曜日
富士見福祉会館

神保町出張所地区　第二火曜日
老人福祉センター集会室

神田公園出張所地区　第三土曜日
神田公園区民会館老人娯楽室

万世橋出張所地区　第二水曜日
万世橋区民会館老人娯楽室

和泉橋出張所地区　第三土曜日
和泉橋区民会館区民集会室

時間は、いずれの会場も午後一時三十分から四時までです。

卓球大会

とき　五月十三日(日)、午前九時三十分から

ところ　区立総合体育館

種目・試合開始時間
・軟式個人戦、午前九時三十分
・軟式チーム戦、午後一時三十分
・家庭婦人個人戦、午後一時三十分

参加できるひと　区内在住・在勤者

申込み・問合せ　四月二十八日(土)正午までに社会教育課体育係に直接申込んでください。

やまべ釣大会

とき　五月二十日(日)　午前六時

国電秋葉原駅西口広場集合

ところ　五行川（栃木県）

参加できるひと　区内在住・在勤者

募集人員　百名（先着順）

参加費　二千七百円（バス代など）

申込み・問合せ　五月十日(木)までに社会教育課体育係に、参加費を添えて申込んでください。

老人福祉センターの行事

●映画会

四月二十四日(火)　午後一時から

センター四階集会室

「家族」（井川比佐志・倍賞千恵子出演）を上映します。

●講演会

とき　五月八日(火)　午後一時から

ところ　センター四階集会室

テーマ　「わたしたちのくらしと憲法」

講師　日本女子大教授　佐藤進氏

●映画会と交通安全教室

とき　五月十五日(火)　午後一時から

ところ　センター四階集会室

上映作品　鳴門秘帖

なお、映画会の前に神田警察署交通係員の話があります。

●卓球教室

とき　五月十九日(土)、二十二日(火)、二十六日(土)、二十九日(火)、六月二日(土)の午後一時三十分から三時まで、延五回。

ところ　センター七階会議室

内容　基本的な打ち方と簡単なルールについて講習を行います。

定員　約二十名

講師　松本桂子（トレーニング指導員）

申込み　五月八日(火)から十五日(火)までに、直接センター窓口へ。

千代田図書館　5月15日～31日休館

千代田図書館は、五月十五日(火)から二十一日(木)まで、図書や資料の点検・整理のため、特別休館します。

五月の野外こども会

時間は午後一時三十分から三時三十分までで、雨天・強風の場合は延期。ただし、北の丸・神田公園・富士見地区は、屋内で実施。

一日(火)＝佐久間公園　**四日(金)**＝平河町（児）（心法寺合同）　**七日(月)**＝淡路公園　**八日(火)**＝東郷公園　**九日(水)**＝芳林公園　**十日(木)**＝竜閑（児）（岩本二丁目（児）合同）　**十一日(金)**＝錦華公園　**十四日(月)**＝富士見出張所ヒロティー（雨＝富士見出張所）　**十五日(火)**＝柳森神社（児）　**十六日(水)**＝西神田公園　**十七日(木)**＝興産信用金庫（神田駅前地区）　**十八日(金)**＝料亭会館（錦町（児）地区）　**二十一日(月)**＝北の丸公園皇宮警察寮庭（築土神社地区合同）（雨＝区役所十階会議室）　**二十二日(火)**＝神田公園（雨＝神田公園出張所）

参加者には、おみやげがあります。

敬老入浴券　四月下旬に郵送

昭和五十四年度の新しい「敬老入浴券」は、四月下旬に郵送します。

児童館だより

●富士見児童館

映画会　四月二十五日(水)　午後三時から「海が呼ぶ少年」

●神田児童館

ハイキング

みんなで砂の芸術を楽しもう！

とき　五月十三日(日)、雨天のときは五月二十日(日)に延期

ところ　鎌倉材木座海岸

対象　小学校一年生以上で三十名

参加費

申込み　五月一日(火)から先着順で受付けます。本人が直接申込んでください。電話での申込みはできません。

大気のよごれ3月の数値

		環境基準
●二酸化いおう（SO_2）	区役所前……0.019ppm	1日平均が0.04ppm以下
●一酸化炭素（CO）	区役所前……1.2ppm	1日平均が10ppm以下
●二酸化窒素（NO_2）	区役所前……0.044ppm	1日平均が0.04～0.06ppm以下（旧基準は0.02ppm以下）
●浮遊粒子状物質	区役所前……0.048mg/m³	1日平均が0.1mg/m³以下

保健所だより

麹町保健所 丸の内3－5－1
☎212-7814
麹町保健所分室 富士見2-2-14 森山ビル内
神田保健所 神田錦町3－10
☎291-3641

胃の集団検診

●麹町保健所で募集

五月四日㈰、午前九時、東京都がん検診センターで。

検診を受けられるひとは、三十五歳以上の区民で、定員は二十五名（先着順）です。

希望するひとは、電話で麹町保健所予防課業務係に申込みを。

●神田保健所で募集

五月十七日㈭、午前九時、東京都がん検診センターで。

検診を受けられるひとは、三十五歳以上の区民で、定員は五十名（先着順）です。

希望するひとは、電話で神田保健所予防課業務係に申込みを。

成人病相談室（予約制）

神田保健所では、成人病の予防を目的として、循環器系疾患の検査と相談を行っています。

とき　毎週金曜日　午後一時から三時まで

ところ　神田保健所

検査項目　血圧、尿、心電図、眼底検査、肝機能検査など

検査料　三千円程度（検査内容により異なります）

申込み　電話で神田保健所予防課業務係まで

春の定期予防接種（無料）

●麹町保健所

麹町保健所では、春の定期予防接種（小児まひ生ワクチン、三種混合（ジフテリア、百日ぜき、破傷風）を、つぎのとおり実施します。

とき・ところ

富士見小学校

午後二時から三時三十分まで

受けられるひと　表のとおり

問合せ　麹町保健所予防課業務係

種別		実施日	対象者
小児まひ	1・2回目	5月10日㈭	昭和53年7月1日から12月31日までの出生者
	予備日	5月17日㈭	5月10日に受けられなかったひと
三種混合 第一期	1回目	5月24日㈭	昭和51年10月1日から52年3月31日までの出生者
	2回目	6月14日㈭	
	3回目	7月5日㈭	
第2期		7月5日㈭	昭和50年10月1日から51年3月31日までの出生者
予備日		7月26日㈭	第1期を2回しか受けられなかったひとと、第2期を受けられなかったひと

看病の仕方を教えます　家庭看護教室

この家庭看護教室は、病気で長く寝たままのひとの体を、どのように動かしたらよいか、体を拭くにはどのようにしたらよいか、きめ細かい世話の仕方を実際にやってもらいながら、そのやり方をおぼえてもらおうと行うものです

とき　五月十一日㈮、十八日㈮　午後一時三十分から三時三十分まで

ところ　麹町保健所分室

参加できるひと　家庭に病人のいるひとと希望者

定員　二十名

内容　病人の体の動かし方、病人の体の拭き方、救急看護

申込み・問合せ　電話で麹町保健所予防課業務係に申込んでください。

"くらし"を考えよう　消費生活展の説明会

暮しの中のさまざまな問題について、区民のみなさんと一緒に考え、みんなが"かしこい消費者"になる手助けにと「消費生活展」を開催することにしています。

消費生活展は、区としてもはじめての催しなので、どのような内容のものにするか、みなさんのお知恵を拝借し、一緒に考え、みなさんの日常生活により役立つものにしていくことにしています。

そこで、この説明会をつぎのとおり開催しますので、ふるってご参加ください。

とき　五月十一日㈮、午後一時三十分から四時三十分まで

ところ　区役所十階会議室

内容　講義「消費生活展とはどういうものか」　懇談

講師　システム・プロモーション研究所長　前沢　宮内氏

問合せ　商工課消費経済係

納期のお知らせ

昭和五十四年軽自動車税

納期限は五月一日㈫です

納入は、区役所・出張所またはお近くの金融機関へ

差上げています　区勢概要

千代田区を総合的に紹介する目的で発行している「区勢概要」の昭和五十四年版ができあがりました。

昭和五十四年版「区勢概要」は、区の五つの重点施策を柱に構成し、表や写真をとり入れて、施策に対する区の基本的な考え方をできるだけ分りやすくまとめました。

この「区勢概要」を、希望する方に無料で差上げています。

区政案内相談コーナー、広報課、各出張所の窓口でどうぞ。

部数に限りがありますからお早目にどうぞ。

区勢概要についての問合せは広報課までお寄せください。

どの子にも
明るい未来としあわせを

――ことしは国際児童年――

ことしは〝国際児童年〟です。国連（国際連合）は、昭和三十四年に開かれた第十四回総会で〝児童は身体的、精神的に特別に保護されるべき存在で、人類は児童に対し最善のものを与える義務を負う〟という考えから、十か条からなる「児童権利宣言」を採択しました。

そして、昭和五十一年に開かれた第三十一回国連総会は、児童権利宣言を採択してから二十年目に当る昭和五十四年を、「国際児童年」とすることを決議しました。

国際児童年が設けられた趣旨は、これを機会に、世界のひとびとが〝こどもは民族の宝、世界の宝〟という考え方にたって、児童問題についての認識を高め、こどもたちが幸福な生活を送ることができるよう、みんなが協力していこうというものです。

また、わが国では、国連の児童権利宣言に先だって、昭和二十二年に「児童福祉法」が、昭和二十六年には、〝児童は人として尊ばれる・児童は社会の一員として重んぜられる・児童はよい環境の中で育てられる〟という「児童憲章」がそれぞれ制定されています。

区では、児童福祉法・児童憲章の理念に基づき、こどもたちが健やかに育つよう、さまざまな施策を実施しています。

五月五日は〝こどもの日〟、五月五日から十一日までは〝児童福祉週間〟です。

この特集号では、区がこどもたちのために実施している事業や行事のあらましを紹介することにしました。

こどもたちが幸せになるためには、親の愛情が何よりも大切なことはいうまでもありません。

しかし、こどもたちも地域社会の一員であることを考えれば、地域のみなさんが、わが子の親であるとともに、地域の親となって、こどもたちをあるときは厳しく、あるときは温かく見守っていくことも大切です。

家庭、地域、区の三者が、それぞれの立場から、こどもたちの幸せについて考え、協力し合っていくことによって、明るい未来をこどもたちに与えることができるのではないでしょうか。

こどもは遊びの王様

こどもは遊びの王様。どんなときでも遊ぶことを忘れません。

そして、仲間をつくり、からだをきたえ、また、創造性やルールを守るという社会性を育てるうえで、こどもたちにとって遊びは、欠かすことのできないものです。

区では、野外こども会を実施したり、こどもの池の開設、道路開放の補助、児童館の建設など、こどもたちの遊びの機会と場所の確保につとめ、こどもたちの健やかな成長を願っています。

戸外で楽しく遊ぶ

野外こども会

野外こども会は、公園や児童遊園を会場として、フォークダンスやゲーム、球技など、戸外での遊びを中心に実施しています。

そして、遊びの中から、こども同士の連帯感を育て、公園内の規則を守るなどの社会性を育てる役目も果しています。

現在、区内十八の会場があり、それぞれの会場で毎月二回ずつ実施しています。

また、五月、九月、十二月には、特別行事を行っています。

野外こども会の日程は「区のおしらせ」などでお知らせしています。

道路開放

道路も、こどもたちにとっては手近かな遊び場となっています。

しかし、千代田区は交通の往来が激しく、裏道にも車がどんどん入ってきます。

そこで、こどもたちが、安心して遊べるようにと、町会や町のこども会などが、公安委員会の許可を受けて、日曜日や祝日に自動車を通行止にして、こどもたちの遊び場として開放しています。

区では、道路開放を実施している四十二団体に、その活動を助成するための補助金を交付し、側面から援助しています。

チビッコの水遊び場

こどもの池

〝こどもの池〟は、小学校に入る前のチビッコたちが、楽しく水遊びができるようにと、東郷元帥記念公園、神田公園、芳林公園にあります。

また、この春から開園した和泉公園にも設置されたほか、今年度は麹町地区にもう一か所設置する予定です。水遊びができるのは、七月中旬から八月いっぱいですが、くわしいことは「区のおしらせ」などでお知らせします。

外濠公園総合グラウンド

第一日曜日は小・中学生に

四ツ谷にある外濠公園総合グラウンドは、ナイター設備の整った区内唯一の野球場です。

そして、毎月第一日曜日を、野球の好きなこどもたちの専用日として、小・中学生だけの利用に供しています。

申込みは、前月二十五日前後に抽せんで受付けていますが、月によって違いますので、公園河川課工務係に問合せてください。

利用は二時間単位で使用料は二時間二千円です。（ナイターは一時間当り九百円加算）

一月から三月までは休場します。

区立小・中学生に

体育館の夏休み優待券

区立小・中学生が、夏休みを利用して、健康づくりができるようにと、区立総合体育館を無料で利用できる〝優待券〟を、区立小・中学生全員に一枚ずつ差上げています。

この優待券は、体育館の全施設を利用できるもので、夏休み前に学校を通じてお渡しします。

遊びのお城　児童館

児童館は、区内三か所（富士見、西神田、神田）にあり、こどもたちが自由に楽しく過ごすことのできる〝遊びのお城〟です。

児童館には、遊ぎ室、卓球室、音楽室、図書室などあり、毎月、映画会やゲーム大会などの催しものも行っています。

また、各種のクラブ活動も活発で、こどもたちの仲間づくりにも一役かっています。

富士見児童館
富士見二−三−六☎262−一〇四〇

西神田児童館
西神田一−三−四☎294−〇六三一

神田児童館
神田淡路町二−九☎253−六〇二一

開館時間　午前九時〜午後五時

休館日　毎週月曜日と祝日（毎月の最終週は日曜日が休館、五月五日のこどもの日は開館）

なお、区では、麹町地区に二つの児童館を建設する計画で、すでに建設用地を確保しています。

麹町こども会

麹町地区には、児童館が現在ありません。

そこで、児童館ができるまで、麹町地区のこどもたちを対象に、番町区民会館で〝麹町こども会〟を開き、映画や人形劇を楽しんでもらっています。

日時は「区のおしらせ」などでお知らせしています。

こどもについての相談

児童相談

こどもの福祉に関するいろいろな問題について、特別な知識をもつ児童福祉司が相談に応じています。

相談は、毎週月曜日と木曜日の午前九時から正午まで、区役所二階の福祉事務所で行っています。

教育相談

教育研究所では、こどもの就学、進学、または登校拒否など、教育上のあらゆる問題について、専門家がチームを組んで相談に応じています。

相談日は、毎週火〜金曜日までの午前十時から午後四時までです。

相談したいときは、あらかじめ電話で予約をしてください。

教育研究所☎256−八四四六

健康なからだを

こどもたちの健康を守るために、保健所を中心に健康診査をはじめ、歯科衛生相談などを行っています。

乳幼児健康診査

麹町・神田の両保健所では、生後三か月の乳児から三歳の幼児までを対象に、健康診査を行っています。

また、伝染病予防のため、インフルエンザ、ジフテリア、百日ぜきなどの予防接種も実施しています。

対象者には、保健所から直接お知らせしています。

歯科衛生相談

こどもの虫歯を予防するため、〝歯科衛生相談室〟を毎週木曜日の午前九時から十時三十分まで開いています。

相談室では乳幼児を対象に、歯の検診や保健指導を行い、希望者には予防処置も実施しています。

検診を受けるときは、あらかじめ神田保健所☎291−三六四一に申込んでください。

ぜんそくの治療に

区内に住んでいたり、区内に通園・通学しているこどもが、大気汚染による呼吸器系の病気（慢性気管支炎、ぜんそく性気管支炎、気管支ぜんそく、肺気しゅ）になったと認定されると、その病気についての治療費が無料になるほか通院や入院したときに手当が支給されます。

また、健康の回復を図るため、夏休みを利用して、空気のきれいな場所で集団生活を送るサマースクールや、体力づくりのための水泳教室も実施しています。申請は、保健衛生部保健課公害補償係へ。

こどものお世話をします

―両親が共働きなどのため、昼間、こどもの世話ができない―そんなご家庭のこどもさんを、保育園や児童館でお預りしています。

保育園

区内には、現在、区立保育園が四園、私立保育園が一園あります。

●区立保育園

麹町保育園　一番町四

飯田橋保育園　飯田橋三−九−十七

西神田保育園　西神田一−三−四

神田保育園　神田淡路町二−九

●私立保育園

八千代保育園　富士見一−八−三一

保育園では　零歳から五歳までのこどもさんのお世話をしています。（零歳児保育は飯田橋保育園と八千代保育園のみ）

入園の申込みは、区立・私立保育園とも福祉事務所で受付けています。

なお、区では、四番町に区立保育園を建設する準備を進めています。

保育ママ

区では、こどもの保育の資格や経験をもっている家庭の婦人を保育ママさんとして委嘱し、三歳未満のこどもの保育をお願いしています。

児童館の学童保育

児童館では、小学校一年生から三年生までの児童で、学校から帰っても世話をするひとがいない家庭の児童を預り、学習指導や生活指導を行う〝学童保育〟を実施しています。申込みは、各児童館へ。

心身障害のこどものために

心身に障害のあるこどものために、手当の支給、医療費の助成などを行っています。また、富士見福祉会館では、各種の行事や機能回復訓練を行っています。

手当の支給

心身に障害（愛の手帳一〜三度、身体障害者手帳一、二級、脳性まひ、進行性筋萎縮症）のあるこどもや難病のこどもに、障害手当・難病患者福祉手当（月額七千円）が支給されます。

特に障害の程度が重いこどもには、特別児童扶養手当（月額一万六千五百円〜二万四千八百円）が支給され、常時複雑な介護を必要とすることもには重度心身障害者手当（月額二万六千円）が支給されます。

医療費の助成

愛の手帳一、二度、身体障害者手帳一、二級および三級の心臓、じん臓、呼吸器の障害があるこどもの医療費を助成しています。

助成するのは、健康保険で治療を受けたときの自己負担分で、医療費の三割が限度です。

富士見福祉会館

富士見福祉会館では、心身に障害のあるひとや、その家族のみなさんに、心のやすらぎの場を提供するため、講習会や障害者のつどいなどを開いています。

また、健康上の相談に応じたり、機能回復訓練の指導も行っています。

富士見福祉会館
富士見二−二−六☎262−一〇四五

こどもの幸せをねがって

児童手当

十八歳未満のこどもを三人以上扶養していて、三人目以降のこどもが義務教育終了前のとき、その家庭に児童手当（月額五千円）が支給されます。

母子家庭に家政婦を派遣

母子家庭や父子家庭（養務教育終了前のこどものいる家庭）で、親が一時的に病気になったとき、区から無料で家政婦を派遣します。

申込みは福祉課厚生係へ。

育成手当・児童扶養手当

義務教育終了前のこどもがいる家庭で、父か母が、離婚、死亡などでいないとき育成手当（月額五千円）が支給されます。

また、十八歳未満で、父がいない家庭には、児童扶養手当（月額二万千五百円）が支給されます。

私立幼稚園児保護者に補助金

区内に住み、こどもを私立幼稚園に通園させている保護者に、補助金（四歳児は月額二千円、五歳児は月額二千二百円）を差上げています。申請は総務課総務係で受付けています。

経済的にめぐまれない家庭に

生活保護を受けている家庭など、所得の低い家庭に対しては、こどもさんの保育園や幼稚園での保育料が免除または減額されます。

また、小学校や中学校に入進学するときには、祝品を贈るほか、学用品費や給食費、夏季施設参加費などを援助しています。

5月5日 こどもの日 こどもたちに2つのプレゼント

親子でそろってスポーツを 体育館を無料開放

5月5日のこどもの日は、区立総合体育館が、親子でそろってスポーツを楽しめる〝親子スポーツデー〟として、無料で開放されます。

日ごろ、親子でスポーツを楽しむ機会は、なかなかないものです。

当日は、レクリエーションコーナー、各種競技指導コーナー、スポーツ健康相談などのコーナーが設けられます。

ご家族そろって、思いきり体を動かしてみてはいかがですか。

コーナー名		内容	時間	会場
レクリエーション・コーナー	親子体操	親子で楽しめる体操を指導します	午前10時～11時 午後2時～3時	主競技場
	こども体操	トランポリンや平均台を使った楽しい体操をします	午前11時～正午 午後3時～4時	
	フォークダンス	みんなでフォークダンスを楽しみましょう	午前9時30分～10時 午後4時～4時30分	
	チビッコ広場	鉄棒、トランポリン、とび箱が楽しめます	午前9時～午後5時	
	遊びの広場	なわとび、ビーチボールで遊べます	午前9時～午後5時	柔道場・剣道場
スポーツ指導コーナー		バドミントン、バスケットボール、卓球、相撲、アーチェリーを指導員が指導します	午前10時～午後3時	各競技場
チビッコ水泳指導コーナー		プールでは、小学校3年生から中学生までのこどもを対象に、水泳を指導します	午前9時～11時 正午～午後2時 午後3時～5時の3回	室内プール
成人体操教室		お父さんやお母さんの健康づくりに役立つ体操を指導します	午前11時～正午 午後3時～4時	トレーニング・ルーム
スポーツ健康相談		腰痛や肩こりをなおす体操の指導や健康についての相談を受けます	午前10時～午後3時	

区内13浴場で しょうぶ湯

小学生以下は無料

区内にある13の公衆浴場では区の補助を受けて、5月5日のこどもの日に〝しょうぶ湯〟を実施し、小学生以下のこどもさんを無料で招待します。

この〝しょうぶ湯〟は、しょうぶの薫る広々とした湯船で、ゆったりと汗を流してもらおうと、昨年、20年ぶりに実施したものですが、みなさんから非常に喜ばれ、ことしも実施することになりました。

もちろん一般のひとも利用できますし、敬老入浴券での利用もできます。

入浴時間　午後2時～午後10時

入浴料金

・12歳未満は無料

・12歳以上は155円

なお、こどもさんには、おふろ上りに粗品を差上げます。

問合せは保健衛生部管理課衛生係へ

麹町泉	麹町1－5
鏡湯	三番町20
梅の湯	九段南4－7－16
九段湯	九段北1－11－11
星の湯	神田神保町1－34
梅の湯	神田神保町2－8
稲川楼	神田小川町2－4
稲荷湯	内神田1－7－3
万年湯	神田鍛冶町3－5
富士見湯	神田須田町1－1
万世湯	外神田1－8－8
栄湯	外神田5－1－10
お玉ヶ湯	岩本町2－2－14

こどもを対象にした区の行事 [開催時期や募集時期は予定です]

行事名	開催時期	対象・内容など	問合せ先
こどものつり教室	9月上旬 （募集は7月ごろ）	区内在住の小学校5･6年生が対象	教育委員会 社会教育課 ☎264－0151
ジュニア・リーダー講習会	7月～9月 （募集は6月ごろ）	区内の小学校5年生から中学校3年生までの団体活動をしているこどもか、これからしようとするこどもが対象 講習やキャンプ生活をつうじてジュニア・リーダーを養成します	
こども水泳教室	7月と55年3月 （募集は6月と2月ごろ）	区内在住の小学校3年生から6年生までの泳げないこどもが対象 区立総合体育館の室内プールで行います	
こどもの水泳指導コーナー	6月から9月までの ＊毎週日曜日 （募集は5月ごろ）	区内在住の小学校3年生から6年生までの泳げないこどもが対象 区立総合体育館の室内プールで行います ＊第3日曜日は除く	区立総合体育館 ☎256－8444
親子体操教室	5月と11月 （募集は5月と10月ごろ）	区内在住の幼児とその親が対象 お母さんとこどもがいっしょに楽しめる体操を指導します	
小学生の体操教室	5月と11月 （募集は5月と10月ごろ）	区内在住の小学生が対象 こどもの体力づくりを目的とした体操教室です	